3 県の市町村への関与・義務付け等の廃止・縮小

(1)現状と課題

法令等による、市町村への過剰な関与や、事務の義務付けは、市町村の 自主性・自律性を阻害する要因の一つである。

地方自治法第245条では、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与として、以下の行為を規定している。

- 一 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為
 - イ 助言又は勧告
 - ロ 資料の提出の要求
 - ハ 是正の要求
 - 二 同意
 - ホ 許可、認可又は承認
 - へ指示
 - ト 代執行
- 二 普通地方公共団体との協議
- 三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地 方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為

地方自治法第245条の2では、関与は、法律又はこれに基づく政令に よらなければならないと規定している。

「義務付け」とは、国が法令で、県・市町村に事務の実施を義務付けること(法では、「しなければならない」、「するものとする」と規定)である。県・市町村の実施する事務の多くは、これに該当する。

こうした国の法令による関与・義務付けのほかに、県が条例で市町村に関 与するとか、事務を義務付けている場合もある。

さらに、厳密な意味の関与・義務付けのほかに、県が要綱等で市町村の事務や手続きを規定するとか、通知等で協力をお願いしているケースもある。 以下、それぞれについて、現状と課題を整理する。

【法令による市町村への関与・義務付け】

法令による市町村への関与・義務付けは、数多く存在すると考えられるが、 網羅的に数を把握したものはない。

関与について、地方自治法では、目的を達するための必要最小限のものに限られ、書面あるいは一定の手続きや基準によって、公正かつ透明であるべきことなどと規定(第245条の3)している。

実際に行われている関与が、こうした法律の規定を踏まえたものであるかどうかの点検が必要である。

義務付けについても、真に全国統一して実施をしなければならない事務であるのかどうかなど、国の役割や地方分権の趣旨を踏まえた点検が必要である。

「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」において、国の法令に基づき、市町村に関与、義務付けをしている事務について、市町村の立場から必要ないと感じるものについて聞いたところ、法令に基づく事務のうちでは、30.3%が「ある」と回答しており、「ない」は65.2%である(市と町村で意識に差あり)。その具体的な事務については、条例の制定改廃の報告(地方自治法)、土地売買等の届出(国土利用計画法)、都市計画決定時の協議等(都市計画法)などが挙げられている。

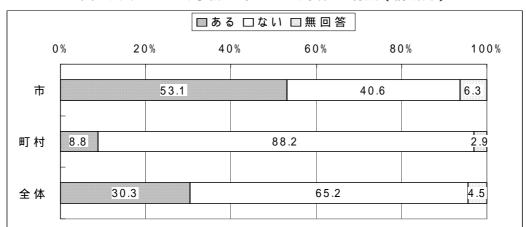


図 法令に基づく事務に対しての必要性の有無(構成比)

また、全国知事会「地方分権推進特別委員会」に置かれた「国の過剰関与問題小委員会」は、国の過剰な関与・規制の撤廃に向けた対策案について報告書をまとめ国に提言したが、その中で市町村に関するものについては、

- ・幼稚園、保育所の施設設置基準が異なり、保育所は調理室を設けること が義務付けられている。公立保育所についても基準の見直しがされてい ない。
- ・認可保育所の入所要件が障害となっている。 などが挙げられている。

法令の問題で、独自での対応は不可能であるが、県も不要と判断できる ものについては、市町村とともに、その廃止・縮小をめざすことは必要であ る。

【県の条例による市町村への関与・義務付け】

県の条例による市町村への関与・義務付けについては、法令によるものほど多くはないが存在する。

法令による委任を受けた条例は別として、そもそも、県が、条例によって、地方公共団体として対等の関係である市町村に対し、関与したり、事務を義務付けたりすることが可能かという議論もあるが、広域自治体としての県の行政目的を達成するために、真に必要であり、内容も合理的なものであれば、可能と解するべきである。

委任条例、独自条例ともに、県が関与したり、義務付けしたりする必要 性や合理性を点検し、過剰なものがあれば、見直すことが必要である。

なお、「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」では、県の条例や要綱等に基づく事務のうち必要ないと感じるものがあるかについては、全体で「ある」25.8%、「ない」が69.7%と回答している(法令に基づくものと同様、市と町村では意識の差)。このうち、条例に基づく具体的事務としては、調査結果の報告事務等が挙げられている。

図 県の条例や要綱等に基づく事務に対しての必要性の有無(構成比)



【県の要綱・通知等による事務の依頼や事務手続き】

県は、行政目的の達成のために、要綱・通知等で市町村にさまざまな事務 を依頼し、事務手続きを設けている。

これらは、法的には拘束力を持つものではなく、厳密な意味で、市町村の自主性・自律性を損なうものではない。また、その行政目的の達成は、県のみの利益に資するものではなく、広く市町村や県民の利益や福祉にもつながるものである。

しかしながら、そうした事務の必要性や効果が不明確であったり、市町村への過度の負担になったりする可能性もある。真に必要なものに限るとともに、事務を依頼する場合も、十分な理解を得て行うべきである。

これらについても、網羅的に調査したものはなく、実態を把握しつつ、 点検していくことが必要である。なお、上記のアンケート結果において、 必要ないと感じる具体的な事務として、経由事務、推薦事務及び報告事務 などが挙げられている。

(2)基本方針(自律拡大の視点)

国の法令による市町村への過剰な関与・義務付けについては、市町村の意見・要望を十分に把握しながら、国への働きかけ等、改善に努める。

県の条例・要綱等による市町村への関与・義務付け等については、市町村からの意見・要望を踏まえた見直しの仕組みを構築し、過剰や不要なものについて廃止・縮小を進める。

(3)取組事項

項目	実施時期	内 容
<新規の取組>		
県・市町村地方分権	19 年度	・県と市町村の連携をもとに、関与・義務付けの廃止・
推進会議の設置・検	から	縮小など地方分権をさらに推進するための会議を開
討(再掲)		催する。
		・地方分権に関する県の考え方や取組の説明、市町村の
		意見の把握等を行う。
		・想定されるテーマは「役割分担の見直し」、「権限移譲
		の推進」、「関与・義務付けの廃止・縮小」など。
県の市町村に対する	19 年度	・要綱を制定するなど関与・義務付け等の見直しをシス
関与・義務付け等の	以降	テム化する。例えば、定期的に市町村から改善要望を
見直しのシステム化		受付ける。
		・要望内容について、担当部局において検討のうえ、必
		要な改善を行う。
法令による関与・義	19 年度	・「地方分権改革推進法」のもとでの、国と地方の役割
務付けの根本的見直	以降	分担の見直し、法令による関与・義務付けの見直しの
U		作業と連動し、市町村の事務を含め、県としての考え
		方を整理し、その実現を目指す。